

# 第13回アジアメディカルショー 出展・協賛規約

## 【1. 規約の履行】

出展者ならびに協賛者は以下に述べる各規約および主催者から提示された「出展・協賛ご案内」および出展・協賛申込企業を対象に行う「出展・協賛者説明会（小間位置・装飾等説明会）」に配布する「出展の手引き」の各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず申込の拒否、取消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表しません。また、事前に支払われた費用の返還および取消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展・協賛者および関係者の損害も補償いたしません。

## 【2. 出展資格】

- 2-1. 出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に明示した開催目的・展示品目等に合致する製品・サービスを提供する法人・団体などに限定します。また、主催者は本展示会の出展基準に従い、製品・サービスなどが展示に適するか否かを決定することができます。
- 2-2. 出展申込書に不足または不備があると主催者が判断した場合、主催者は出展をお断りする権利を持ちます。
- 2-3. 出展申込受領後でも、出展企業において「出展・協賛規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消すことができます。

## 【3. 出展申込みおよび出展料の支払い】

- 3-1. 出展申込は第13回アジアメディカルショー公式ホームページよりオンラインにて行います。出展申込ページより必要項目をご記入の上お申込みください。
- 3-2. 事務局は出展申込受領後、各出展者の担当者あてに請求書をご送付いたします。  
出展者は支払い期限までに指定の銀行口座へお振り込みください。手形によるお支払いは、お受けしておりません。振込み手数料は出展者のご負担にてお願いします。期日までに出展料を完納しない場合は、出展者の都合により出展を取消したものとみなします。

## 【4. 出展の取消し】

出展申込後の出展取消・解約は原則として認められません。出展者のやむを得ない事情により、出展のすべてまたは一部の取消し・解約をする場合、出展者は書面にて主催者に届け出たうえ、下記のキャンセル料をお支払いいただけます。  
書面による取消し申し出期間～2018年1月31日まで…出展料の50%、  
書面による取消し申し出期間 2018年2月1日以降…出展料の100%  
※「プログラム協賛、各種広告協賛」のキャンセルについても上記の取消し規定が適用されます。

## 【5. 小間位置の決定】

- 5-1. 展示スペースは主催者が決める小間の配置、形状に基づきレイアウトし、主催者が決定します。
- 5-2. 出展者は決まった展示スペースを、いかなる理由があってもその全部または一部を、他社と交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 5-3. 主催者は、出展申込キャンセルなどが発生した場合、状況により会場や小間のレイアウトを変更することがあります。

## 【6. 書類の提出】

出展申込後に、出展者は主催者から提出を求められた全ての書類を指定期日までに届け出なければなりません。

## 【7. 展示に関する規定】

- 7-1. 出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどが出展対象となります。共同出展の届出企業についても、同様の扱いとなります。

- 7-2. 出展者は、出展申込書に記載された法人・団体および製品・サービスなどの出展内容などに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。
- 7-3. 装飾・展示などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者の提供する「出展の手引き・提出書類」に規定され、出展者はこれを遵守しなければならない。
- 7-4. 出展者は、通路など自社小間や展示スペース内外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。また、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無などは主催者が判断し、出展者はその指導に従うものとします。
- 7-5. 出展者は、強い光、熱、臭気、または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為を行ってはなりません。実演などが他社に多大な迷惑を与えていると主催者が判断した場合、主催者はその中止・変更を命じることができます。
- 7-6. 出展者は、出展会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を厳守しなければなりません。
- 7-7. 会場・会場周辺において展示会会期中および会期後に来場者・出展者などに対し迷惑のかかる行為（前記7-4および強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為、法律・法令に違反する行為）があったと主催者が判断した場合、その時期を問わず、出展の中止または次回以降の本会主催展示会の出展申込拒否を主催者は行うことができます。また、出展者はこれに従うものといたします。
- 7-8. 展示会会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。
- 7-9. 出展者は主催者に届け出た後、自社展示スペースおよび出展者が特定されない全景のみ撮影することができます。
- 7-10. 海外出展物、未承認品の展示については、事前に届出が必要です。

## 【8. 損害責任】

- 8-1. 主催者はいかなる理由においても、出展者およびその雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。
- 8-2. 出展者はその従業員・関係者・代理店・装飾・運送会社の不注意などによって生じた展示会場内およびその周辺の建築物・設備等に対するすべての損害について、すみやかに損害額の全額を賠償するものとします。
- 8-3. 主催者は不可抗力により開催が中止になった場合に限り、出展料（協賛費、広告費も同様）から必要経費を差引いた残額を出展者に返却いたします。なお、出展者が要した一切の経費について、主催者は賠償責任を負いません。また、感染症等の伝播地域からの出展・協賛の場合、主催者はその出展・協賛をお断りする権利を有します。この場合の出展・協賛者が要した一切の経費について、主催者は賠償責任を負いません。
- 8-4. 主催者は準備期間および会期中、ならびに撤去期間の自然災害、火災・爆発等の大規模事故、交通機関の遅延、社会不安、感染症、盗難などによって生じた出展者および関係者の損害は補償いたしません。

## 【9. 反社会的勢力でないことの確認】

- 9-1. 出展申込者ならびに協賛者（以下申込者と言う）はその主要な出資者および役員が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と知りながらそれを利用しないことを、申込書にて誓約（出展・協賛規約に同意すること）していただきます。なお、反社会的勢力とは、暴力団、暴力団関係企業および総会屋等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人をいいます。
- 9-2. 申込者と利用者が異なる場合においては、前項の規定をその利用者にも遵守させる義務を負います。また、前項に関し、主催者の行う調査に合理的な範囲で協力し、主催者から求められた場合はすみやかに資料等を提出しなければなりません。
- 9-3. 申込者が本項に対して違反する事実が判明した場合、直ちに主催者にその事実を報告していただきます。その場合の申込みは無効とし、お支払済みの出展料、協賛費、広告費がある場合は全額を返金いたします。（返金にかかる振込手数料はご負担いただきます）